

委員会提出議案第1号

八王子市議会基本条例設定について

上記の議案を下記のとおり、地方自治法第109条第6項及び八王子市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

平成25年8月30日

提出者 議会基本条例策定特別委員長  
伊藤裕司

八王子市議会議長  
小林信夫 殿

記

1. 八王子市議会基本条例

別紙のとおり

2. 提案理由

地方分権の進展とともに、地方公共団体の自主性・自立性が拡大し続けている現在、二元代表制の下で地方議会が果たすべき役割の重要性は、一段と増してきている。

このような時代の中で、八王子市議会は、議会改革と市民に開かれた透明性の高い議会運営を継続していくとともに、今後も市民の負託に真摯に応えていくことを改めて決意し、議会における最高規範として八王子市議会基本条例を定めるに至った次第である。

よって、本日ここに、条例案を提出するものである。

# 八王子市議会基本条例

## 目次

### 前文

### 第1章 総則（第1条－第3条）

### 第2章 市民との関係（第4条・第5条）

### 第3章 市長等との関係（第6条－第9条）

### 第4章 議会の運営及び体制（第10条－第15条）

### 第5章 議員の政治倫理、定数及び報酬（第16条－第18条）

### 第6章 最高規範性及び見直し手続（第19条－第21条）

### 附則

八王子市は、市域の三方を高尾山・陣馬山をはじめとする山々や丘陵に囲まれ、多くの河川が市内を流れるなど、豊かな自然に恵まれた土地を有している。大正6年の市制施行以来、数回の市町村合併を経て、丘陵地、市街地、ニュータウンなど様々な生活圏が存在し、市民一人ひとりが多様な意見を持っている。

地方分権時代を迎え、八王子市議会はこれまでも様々な議会改革に取り組んできたが、本市の特性である多様な民意を的確に市政に反映させるためには、より一層議論を通じて論点を明らかにし、市民に開かれた透明性の高い議会運営を行うことが求められている。

議会が地方公共団体の最高意思決定機関であることを踏まえ、二元代表制の下での議会の役割は、市長その他の執行機関と緊張関係を保ち、事務の執行の監視を行うとともに、積極的な政策立案や提言を行うことで、市民福祉の増進及び市政の発展に寄与することである。

今後さらに、地方公共団体の自主性・自立性が拡大されていく中で、地方自治の本旨に基づいた豊かな八王子市を実現するため、議会の果たすべき役割の重要性は増してきている。

このような役割を果たすため、八王子市議会及び議員の活動原則、議会と市民との関係、議会と市長その他の執行機関との関係を明らかにし、市民の負託に真摯に応えることを改めて決意し、議会における最高規範として、ここに八王子市議会基本条例を制定する。

## 第1章 総則

### （目的）

第1条 この条例は、二元代表制の下、合議制の意思決定機関である議会の果たすべき役割を明らかにするとともに、議会に関する基本的事項を定めることにより、議会が市民の負託に応え、もって市民福祉の増進及び市政の発展に寄与することを目的とする。

### （議会の活動原則）

第2条 議会は、合議制の意思決定機関としての議決責任を認識し、その役割を果たすために、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。

- (1) 市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）の事務の執行について監視すること。
- (2) 市民の多様な意見を把握し、独自の政策立案及び政策提言に取り組むこと。

- (3) 積極的な情報公開を行い、市民に分かりやすく開かれた議会運営を目指すこと。
- (4) 市政の課題について、研修及び調査研究活動を行うこと。
- (5) 地方分権の進展に的確に対応し、継続的に議会改革を推進すること。

(議員の活動原則)

第3条 議員は、市民の代表者であることを自覚し、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。

- (1) 市政の課題について、市民の意見を的確に把握するように努めること。
- (2) 法令を遵守し、自らの資質の向上に努め、政策立案及び評価能力向上のため調査研究活動を行うこと。
- (3) 議会が言論の府であり、合議制の機関であることを認識し、議員相互の自由な討議を重んじ、積極的な発言を行うこと。
- (4) 市民福祉の増進を目指して活動すること。

## 第2章 市民との関係

(市民参加及び意見の把握)

第4条 議会は、議会活動への市民参加の機会を広げ、市民の多様な意見を把握するため、必要に応じて次に掲げる手法を用いるものとする。

- (1) 議会の活動を市民へ報告し、意見を交換する機会を設けること。
- (2) 市民による政策提案として、請願等を審査すること。
- (3) パブリックコメント、アンケート調査等を実施すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、議長が必要と認めたこと。

(情報公開及び説明責任)

第5条 議会は、市民に開かれた議会運営を目指し、議会活動に関する情報公開を徹底するとともに、市民に対する説明責任を十分に果たすため、次に掲げる事項に取り組むものとする。

- (1) 本会議並びに常任委員会、特別委員会及び議会運営委員会（以下「委員会」という。）を原則公開すること。
- (2) 議会が保有する文書等を原則公開すること。
- (3) 議会広報、ホームページ等、多様な手法を用いて広報活動の充実に努めること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、議長が必要と認めたこと。

## 第3章 市長等との関係

(政策等の形成過程の説明要求)

第6条 議会は、市長等が提案する基本的な政策等に対し、必要に応じてその形成過程の説明を求めることができる。

2 市長等は、前項の説明の求めに対し、速やかに対応するよう努めるものとする。

(質疑及び質問の方式)

第7条 本会議及び委員会における質疑及び質問は、一問一答方式をはじめとした多様な形

式をとることができる。

(議決事件の拡大)

第8条 議会の議決事件は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第2項の規定に基づき、別に条例で定めるもののほか、重要な計画等について、追加・拡大することができる。

(定例会の会期及び回数)

第9条 議長は、必要な会期を議会運営委員会に諮り、本会議において決定するものとする。

2 議長は、市長による専決処分が最小限になるような議会運営に努めるものとする。

3 定例会の回数は、八王子市議会定例会の回数に関する条例（昭和31年八王子市条例第26号）に定めるところによる。

#### 第4章 議会の運営及び体制

(議会の運営)

第10条 議会は、合議制の意思決定機関として公平で自由な議論を尽くせるよう、適切な運営に努めなければならない。

(委員会の運営)

第11条 委員会は、社会経済情勢等により新たに生じる行政課題等に迅速かつ的確に対応するため、委員会の専門性及び特性を活かすよう適切な運営に努めなければならない。

2 委員会は、論点・争点を明確にするため、委員長の裁量により委員間討議の機会を設けることができる。

3 委員会は、市民及び議員が自由に情報及び意見を交換する懇談会等を積極的に行うよう努めるものとする。

(会派)

第12条 議員は、基本的政策・理念が一致する議員をもって構成し活動する団体（以下「会派」という。）を結成することができる。

2 会派は、政策立案等に資するための調査研究に努めるものとする。

3 議長は、必要があると認めるときは、円滑な議会運営のための協議・調整の場として会派の代表者からなる会議（「会派代表者会」という。）を開催することができる。

4 前3項に定めるもののほか、会派に関し必要な事項は別に定める。

(政務活動費)

第13条 政務活動費は、議員の調査研究の充実を図り、議会の審議、政策立案等の機能を強化するために活用することができる。

2 政務活動費の交付に必要な事項については、八王子市議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年八王子市条例第15号）に定めるところによる。

(議会事務局の体制整備)

第14条 議会は、議員の調査研究及び政策立案能力の向上を図るため、議会事務局の調査等の機能の充実強化を図るよう努めるものとする。

(議会図書室の充実)

第15条 議会は、議員の調査研究及び政策立案能力の向上を図るため、議会図書室の充実に

努めるものとする。

## 第5章 議員の政治倫理、定数及び報酬

### (議員の政治倫理)

第16条 議員は、市民の代表者としてその倫理性を常に自覚して行動しなければならない。

2 議員は、八王子市政治倫理条例（平成21年八王子市条例第3号）に定める事項を規範とし、遵守しなければならない。

### (議員定数)

第17条 議員の定数は、八王子市議会議員定数条例（昭和37年八王子市条例第24号）に定めるところによる。

2 議員定数の改正に当たっては、行財政改革の視点及び他市との比較だけでなく、市民の多様な意見の市政への反映、市長等の事務執行の監視機能に考慮し、市民の意見を聴取した上で決定するものとする。

### (議員報酬)

第18条 議員の報酬は、八王子市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年八王子市条例第28号）に定めるところによる。

2 議員が提案する場合の議員報酬の改正に当たっては、行財政改革の視点及び他市との比較だけでなく、市民の負託に応え得る議員活動に考慮し、市民の意見を聴取した上で決定するものとする。

## 第6章 最高規範性及び見直し手続

### (最高規範性)

第19条 この条例は、議会における最高規範であって、議会は、議会に係る他の条例、規則、告示等（以下「議会関係条例等」という。）を制定し、又は改廃する場合は、この条例に反してはならない。

### (見直し手続)

第20条 議会は、この条例の目的が達成されているかどうかを、市民や有識者等の意見を聴取した上で検証を行うものとする。

2 議会は、前項の検証の結果、この条例及び議会関係条例等の見直しが必要と認めた場合、適切な措置を講ずるものとする。

### (委任)

第21条 この条例の施行について必要な事項は、別に定める。

## 附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。